

技プロ・附帯プロ用

事業事前評価表

国際協力機構人間開発部保健第二グループ

1. 案件名

国名：モンゴル国

案件名：

(和名) 一次及び二次レベル医療施設従事者のための卒後研修強化プロジェクト

(英名) The Project for Strengthening Post-graduate Training for Health Professionals in Primary and Secondary Level Health Facilities

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクターの開発実績（現状）と課題

モンゴル国（以下、「モンゴル」という）の乳児死亡率（出生千対）は2005年の34.9から2015年では19.0へ、妊産婦死亡率（出生十萬対）は95から44へそれぞれ減少¹するなど国全体の基礎保健指標は改善している。しかしながら、乳児死亡率は都市部24、地方部48、5歳未満児死亡率（出生千対）は都市部28、地方部62²と地域格差は大きい。これは地方の家庭医療保健センターや村保健センター等の一次及び二次レベル医療施設の医療従事者が提供する医療サービスの質の低さに起因しており、これら施設のサービス向上が保健セクターの課題となっている。これに対しモンゴル政府は6年間の教育課程を終えた新卒医師に対して仮免許を付与し、地方の一次及び二次レベル医療施設での2年間の勤務を義務付けることで、地方における保健人材不足の解消に努めてきた。しかしながら、新卒医師は一次及び二次レベル医療施設で勤務するに十分な卒後臨床研修を受けていないことから、患者が適切な診断を受けられないままウランバートルの三次医療施設に搬送されるケースが増加している。そのため、医療サービスの地域格差を解消するための一つの解決策として、一次及び二次レベルの医師をはじめとする医療従事者に対する卒後研修体制の包括的な強化を通じた診断能力の向上が求められている。

(2) 当該国における保健セクターの開発政策と本事業の位置づけ

モンゴル政府は2010年以降、保健セクター人材育成開発政策（2010年～2014年）等により、必要な場所で、十分な人数の、高い医療技術を備えた医療人材が保障されるような環境整備を目標とし、2020年までに必要な都市部での家庭医、地方の一次施設勤務医、専門医等の人数を見積もり、それに向けた各分野の人材育成を行っている。本事業を通じ一次及び二次レベル医療施設従事者のための卒後研修を包括的に強化し、地方における医療サービスの質の向上に貢献することを目指しているため、保健セクター人材

¹ 前述データはいずれも World Bank, World Development Indicators (WDI), June 2016

² MICS Summary Report, 2010

育成開発政策の方針と合致している。

(3) 当該国における保健セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は、2012 年 5 月に日本政府が発表した「対モンゴル国 国別援助方針」を踏まえ設定された重点分野「全ての人々が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援」の重点開発課題「基礎的社会サービスの向上」に合致する。

(4) 他の援助機関の対応

世界保健機関（以下、「WHO」という）がモンゴル保健省（以下、「MOH」という）に対し、保健人材開発を含む政策全般に関する助言を行っている。また、アジア開発銀行（以下、「ADB」という）は、保健人材育成及び医療施設整備に関する事業を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、ウランバートルにおいて、MOH 及び研修実施機関である保健開発センター（以下、「CHD」という）の卒後研修運営能力の強化、一次及び二次レベル医療施設で指導にあたる指導医育成を含む卒後研修プログラムの質の向上、モデル県における卒後研修システムの強化を行うことにより、一次及び二次レベル医療施設の医療従事者向け卒後研修の強化を図り、もって一次及び二次レベル医療施設の医療サービスの質の向上に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

- 首都ウランバートル
- モデル県：オルホン県（ウランバートルより北西へ約 240 km）・ボルガン県（ウランバートルより北西へ約 250 km）

※選定理由：地方の総合病院の中でも病床数が多く規模が大きな地域診断治療センター（以下、「RDTC」という）を有しており、かつ他ドナーと支援が重複しないため。

※プロジェクトの進捗に応じて 3 年目以降に追加モデル県（1 県程度）設定する可能性がある。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：MOH、CHD、県保健局（モデル県）、及び関連医療施設において卒後研修に関係する職員等。

最終受益者：一次及び二次レベル医療施設において保健医療サービスを受けるモンゴル国民。

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2015 年 5 月～2020 年 5 月（計 60 ヶ月）

(5) 総事業費（日本側）：約 2.9 億円

(6) 相手国側実施機関

MOH 保健政策実施調整局及び CHD

(7) 投入（インプット）

1) 日本側：

- ① 専門家派遣…長期専門家（チーフアドバイザー、業務調整員、地域医療）、短期専門家（地域医療、救急医療、卒後研修等）（総計 192 M/M）
- ② 本邦研修…地域医療、救急医療、卒後研修等の分野
- ③ 機材供与…研修用機材、教材等

2) モンゴル国側：

- ① カウンターパートの配置
プロジェクトダイレクター：MOH 事務次官
プロジェクトコーディネーター：MOH 保健政策実施調整局長
- ② 執務スペース、必要備品の提供
- ③ JICA から提供されるもの以外の必要な機材の配置
- ④ プロジェクト実施に必要な管理費用

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

- ① カテゴリ分類：カテゴリ C
- ② カテゴリ分類の根拠：環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。

2) その他：特になし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

無償資金協力「日本モンゴル教育病院建設計画」（2014 年～2019 年）で日本モンゴル教育病院（以下、「日モ病院」という）の建設が進められており、本事業の活動を通じて、同病院が卒後研修指定病院となることが想定される。

2) 他ドナー等の援助活動

- ① WHO: 本事業で改善する卒後研修システムをはじめとした保健人材開発を含む保健政策支援を行っている。
- ② ADB: 「保健セクター開発プロジェクト」を 1998 年から実施。第 4 次プロジェクト（2010 年～2016 年）では主要 7 科目のうち、内科、外科、小児科、産婦人科の専門医へのレジデント研修プログラムの見直し及び二次レベル病院整備等を実施している。本事業では、ADB の事業と相互補完的に、残りの救急、外傷、感染症のプログラムを見直し、また、一次及び二次レベル医療施設の指導医育成を通じて医療従事者の能力が強化される。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

(上位目標)

一次及び二次医療サービスの質が向上する

(指標)

- ① 地方の一次及び二次医療施設からウランバートルの三次病院に 1 年間に搬送される入院患者数の割合が 2014 年のベースラインの数値 (22.6%) より低下する
- ② 二次医療施設 (県総合病院、ウランバートル地区総合病院、地域診断治療センター) における搬送後 24 時間以内の患者死亡率が 2014 年のベースラインの数値 (県総合病院 37.5%、ウランバートル地区総合病院 20.7%、地域診断治療センター 30.1%) より低下する

2) プロジェクト目標と指標

(プロジェクト目標)

一次及び二次レベル医療従事者向けの卒後研修が強化される

(指標)

- ① 90%以上の研修指定病院に対し、改善された方法で毎年評価が実施される
- ② プロジェクト完了時までに 300 人以上の医師が CHD 主催の指導者研修 (TOT 研修) を受講する

3) 成果

成果 1: MOH と CHD の卒後研修運営能力が強化される

成果 2: 一次及び二次医療施設で指導に当たる指導医の能力強化により卒後研修プログラムの質を改善する

成果 3: モデル県における医療従事者向けの卒後研修システムが強化される

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件: 卒後研修に関する政策が大幅に変更されない
- (2) 外部条件 (リスクコントロール): 特になし

6. 評価結果

本事業は、モンゴルの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致していること、長期的に見て、持続可能な開発目標 (SDGs) の目標 3 の達成に資すること、さらに計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

医学教育、特に卒後研修に関する類似案件としては、ドミニカ共和国「医学教育プロジェクト」(1999 年～2004 年) があり、同プロジェクトで策定された画像診断プログラムが国家レベルの卒後研修プログラムに組み込まれ、高い事業効果が得られたと評価されている。

(2) 本事業への教訓

卒後研修プログラムが、将来 MOH の保健政策に組み込まれ、CHD によって全国に展開可能な協力枠組みとする。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了3年後 事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

- 1) 半年ごと（11月、5月）に相手国実施機関と合同でモニタリングシート作成
- 2) 年一度（12月頃）にJCCにて相手国実施機関と合同レビュー

以 上